

## 令和5年度会員登録手続きとゼッケンの取扱いについて

青森県ソフトテニス連盟

### 1. 会員登録について

#### (1) これまでの経過

(公財)日本ソフトテニス連盟（以下、日連という）では、平成17年度よりITによる「会員登録システム」を構築し、全国全ての県で日連のホームページより行なうIT化された会員登録システムを利用した会員登録を実施してきましたが、20年度からはさらに、会員登録料を各クラブから直接日連に納付する登録料納付システムを構築し運用しております。また、平成20年2月15日付で日連より、各クラブ・学校の担当者宛に「会員登録専用（引継）袋」が送付され、ID・パスワードについても通知され平成21年度からは各クラブ担当者が、「会員登録システムマニュアル」を参照し、インターネットから会員登録を行なうこととなりました。令和4年7月4日からは、新会員登録システムが稼働しましたが、現状安定稼働には至っておりません。

#### (2) 本県での対応

会員登録は、6月30日（金）までに必ず終了し、コンビニ等での登録料の振込みをお願いします。

本連盟では、大会要項に会員登録を義務付けておりますので、6月30日以降会員登録なしで、県連主催大会へ参加することはできませんので、ご留意ください。

#### (3) 会員登録システムを活用した審判・技術等級資格の登録、大会申込みシステムの稼働

平成21年度より新たに公認審判資格・技術等級資格についても、会員登録システムを利用してシステム登録することになりました。併せて平成24年度からは、大会申込みシステムが導入され、会員登録番号のチェック、審判・技術等級等の大会参加資格チェックが行われることになりました。大会参加申込み手続事務の軽減を目途に導入されたシステムではありますが、一切の「ゴマカシ」が通用しないことから、大会参加に当たっては、会員登録や審判資格、技術等級資格等が大会参加前に確実にシステム入力されていなければ、会員登録をしていない者としてシステム上扱われ、参加料が高くなるように設定されています。

よって、6月30日が会員登録終了期限となります。この期日前に日本連盟主催大会に参加する場合は、大会申込み期限前に会員登録・審判資格・技術等級資格登録が終了していることが必要ですので、十分留意くださいようお願いします。

#### (4) 会員登録カードの廃止(令和3年度より)=日本連盟

#### (5) 新会員登録システムの稼働（日本連盟）

新会員登録システムが、令和4年7月4日より、全面リニューアルされました。

会員登録番号は、JSTA+数字8桁となります。

## 2. ゼッケンについて

### (1) これまでの経過（全国・東北・本県）

平成 15 年の東北選手権（福島県開催）・東北インドア大会において、大会要項にゼッケン着用が義務付けられているにも拘わらず、未着用が多いとの指摘を受けた。翌 16 年には本県において東北選手権を開催することになっており、当然ながら大会要項にもゼッケン着用が義務づけられることになった。本県にゼッケンを導入するのであれば、継続的な取り組みとすることを目標に、県連では、大会における対戦相手の明確化と強化費の捻出を目的に、平成 16 年よりゼッケンの作成・販売に踏み切った。このときは、県名なしの枠組ありのものと、県名ありの枠ありの 2 種類を作成し、毎年色替えをして販売することとした。

全種別一斉の取組みが望ましかったが、全国高体連の方向付けが中々決まらず、当初は高体連を除く種別（一般・中学生・小学生）での先行実施とした。当時は県名・氏名の 2 段ゼッケンを使用していた。（当初は 2 段の 1/2 県名・1/2 氏名）のちに 1/3・2/3 に変更

平成 20 年 12 月の日本連盟の評議員会において、大会要項の変更として今まで規定しているゼッケン（白の台布に D F 特太ゴシック体、上段 1/3 に県名（150P）、下段 2/3 に名前（苗字のみ・200P）を 3 段ゼッケンに変更した。上段 1/4 に県名、中段 2/4 に氏名、下段 1/4 に所属名を記載し、団体戦と個人戦のゼッケンを統一した。

平成 24 年 12 月の日本連盟評議員会では、ゼッケンの統一化ということで、日本連盟主催大会では、25 年度から 3 段ゼッケンを着用することとした。全国中体連では、28 年度から完全実施、全国高体連では導入時期未定とした。

平成 27 年には全国高体連でゼッケン導入を決定したことから、本県の高体連においてもゼッケンの導入を決定し、27 年度から県連盟作成・販売しているものを着用することとした。

ゼッケンは一般の部は強化費捻出の面から毎年購入をお願いし、小・中・高については最初 1 回のみ購入とし、販売額から印刷費を引いた半分を組織育成費として補助している。

### (2) 県連盟の取扱い

- ① 主催大会は県連で作成販売しているゼッケンを着用する。
- ② 3 段ゼッケンとする。
- ③ 所属は、会員登録システムで登録した団体名とする。これをプログラム表記する。
- ④ 手書きゼッケンは認めない。（手書きゼッケンを着用しているのは、青森県だけ）
- ⑤ 一般の部の登録選手は、ゼッケンを毎年更新すること。（強化費捻出に協力依頼）